

監査結果報告書

令和 6 年度（2024 年度）No.1

定 期 監 査 （ 前 期 ）
財 政 援 助 団 体 監 査

旭 川 市 監 査 委 員

旭 監 第 70 号
令和6年12月20日

旭 川 市 長	今 津 寛 介 様
旭 川 市 議 会 議 長	福 居 秀 雄 様
旭 川 市 教 育 委 員 会 教 育 長	野 崎 幸 宏 様
旭 川 市 農 業 委 員 会 会 長	山 田 孝 様
旭 川 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	白 井 暢 明 様

旭 川 市 監 査 委 員	大 鷹 明
旭 川 市 監 査 委 員	坪 沼 一 成
旭 川 市 監 査 委 員	高 見 一 典
旭 川 市 監 査 委 員	石 川 厚 子

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定期監査（財務監査）

1	監査の対象	1
(1)	対象事務	1
(2)	対象部局及び対象期間	1
2	監査の着眼点	2
3	監査の実施内容	4
(1)	実施期間	4
(2)	実施方法	4
4	監査の結果	4

第 2 財政援助団体監査

1	監査の対象等	1 1
2	監査の着眼点	1 1
3	監査の実施内容	1 2
(1)	実施期間	1 2
(2)	実施方法	1 2
4	監査の結果	1 2

第 1 定期監査（財務監査）

1 監査の対象

(1) 対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を総合的に勘案し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

ア 収入に関する事務のうち、使用料・手数料（加算料を含む。）及び土地、建物等の貸付け（加算料を含む。）に関する事務

イ 支出に関する事務のうち、土地、建物等の借上げに関する事務及び必要と認められる場合に各部が所管する報酬・報償費に関する事務（会計年度任用職員に対して支給する通勤費用を除く。）

ウ 契約に関する事務のうち、使用料・手数料（加算料を含む。）、土地、建物等の貸付け（加算料を含む。）及び借上げに関する事務

エ 財産管理に関する事務のうち、土地、建物等の貸付け（加算料を含む。）及び借上げに関する事務

オ 小・中学校に関する事務のうち、経理事務及び財産管理等に関する事務

(2) 対象部局及び対象期間

対象部局	使用料・手数料（加算料を含む。）に関する事務	土地、建物等の貸付け（加算料を含む。）に関する事務	土地、建物等の借上げに関する事務	報酬・報償費に関する事務	小・中学校に関する事務		対象期間
					経理事務	財産管理等に関する事務	
いじめ防止対策推進部	—	—	○	○	—	—	令和6年 4月1日 ～ 令和6年 7月31日
女性活躍推進部	—	—	—	○	—	—	
地域振興部	○	○	○	—	—	—	
防災安全部	—	—	○	—	—	—	
子育て支援部	○	○	○	—	—	—	
環境部	○	○	○	—	—	—	
観光スポーツ部	○	○	○	—	—	—	

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「—」で表示

対象部局	使用料・手数料 (加算料を含む。)に 関する事務	土地、建物等 の貸付け(加 算料を含む。)に 関する事務	土地、建物等 の借上げに 関する事務	報酬・報償費に 関する事務	小・中学校に 関する事務		対象期間
					経理 事務	財産管理等に 関する事務	
消 防 本 部	○	○	○	—	—	—	令和6年 4月1日 ～ 令和6年 7月31日
学 校 教 育 部	○	○	○	—	○ ※1	○ ※2	
社 会 教 育 部	○	○	○	—	—	—	
上 下 水 道 部	○	○	○	—	—	—	
市立旭川病院事務局	○	○	○	—	—	—	
農業委員会事務局	○	—	○	—	—	—	
選挙管理委員会事務局	—	—	—	○	—	—	

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「—」で表示

※1 対象校は、雨紛小学校、富沢小学校、江丹別小学校、知新小学校、愛宕小学校、
神居中学校及び江丹別中学校

※2 対象校は、春光小学校、向陵小学校、近文第1小学校、近文第2小学校、
末広北小学校及び北門中学校

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 使用料・手数料（加算料を含む。）に関する事務

- ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- イ 調定の時期及び手続は適正か。
- ウ 納期限の設定は適切か。
- エ 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
- オ 督促は適時、かつ適正に行われているか。
- カ 減免の理由及び手続は適正か。

(2) 土地、建物等の貸付け（加算料を含む。）に関する事務

- ア 法令等に基づき貸付事務が行われているか。
- イ 申請、協議、契約等の事務処理は適正か。
- ウ 調定額の算定は適正か。

- エ 調定の時期及び手続は適正か。
- オ 納期限の設定は適切か。
- カ 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
- キ 督促は適時、かつ適正に行われているか。
- ク 貸付料の減免について、その根拠、理由及び金額は適正か。
- ケ 貸付けの理由、期間等は適切か。
- コ 貸付条件は遵守されているか。

(3) 土地、建物等の借上げに関する事務

- ア 法令等に基づき借上事務が行われているか。
- イ 申請、協議、契約等の事務処理は適正か。
- ウ 借上料の積算は適正か。
- エ 借上料の支出は適正な時期に行われているか。
- オ 借上げの理由、期間等は適切か。

(4) 報酬・報償費に関する事務

- ア 積算は関係規定又は合理的な基準に基づき行われているか。
- イ 支給対象となる事実及び役務の提供は客観的資料によって確認できるか。
- ウ 積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。
- エ 不経済な支出及びその他不適当と認められる支出はないか。
- オ 報酬の支出は適正な時期に行われているか。
- カ 請求書の請求日が履行確認日から相当経過し、履行時期と支払時期が空き過ぎていないか。
- キ 支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は適正に行われているか。

(5) 小・中学校に関する事務

[経理事務]

- ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
- ウ 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。
- エ 支出負担行為に係る債務を確認した上で支出しているか。

[財産管理等に関する事務]

- ア 管理状態（保管の方法、場所）は適切か。
- イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品ラベルなどは正確に貼付されているか。
- ウ 関係帳簿等の記帳や整理は適正に行われているか。
- エ 敷地境界が明確になっているか。
- オ 敷地内の設置に係る許可を行っていないものがないか。

カ 修繕が必要なものを把握しているか。

キ 消防法に基づく防火対策等は適切か。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和6年9月2日から令和6年11月18日まで

(2) 実施方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり、支出に関する事務は適正に処理され、小・中学校に関する事務はおおむね適正に処理されていると認められたが、収入、契約及び財産管理に関する事務について、一部の部局において不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘事項等について、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

いじめ防止対策推進部

特に指摘事項なし。

女性活躍推進部

特に指摘事項なし。

地域振興部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

- (2) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。
- (3) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。
- (4) 財産管理に関する事務
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 旭川駅前広場使用料は、旭川市旭川駅前広場条例では前納とし、市長が特別の理由があると認めたときに例外を認めているが、後納としたものについて理由の明記がなかったことから、起案等への記載を徹底されたい。

防 災 安 全 部

○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。
- (2) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。
- (3) 財産管理に関する事務
[改善を要するもの]

- ① 違法駐車等防止啓発案内標識の設置に係る道路占用許可において、現地調査の際に撤去されていると誤認し、現存しているにもかかわらず、市道の道路管理者に占用本数減の変更手続をしているものがあつた。 ー改善済（交通防犯課）

子 育 て 支 援 部

○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務
特に指摘事項なし。
- (2) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。
- (3) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。
- (4) 財産管理に関する事務
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 賃貸借契約において、施行同等で庶務担当課の合議を得ていないものや部長専決であるものを課長決裁としていたものがあったこと、予定価格書を施行伺の決裁前の日付で作成していたものや専決権者氏名の記載が漏れているものがあったこと、また、契約書本文の賃料等の内訳に消費税の記載が漏れていたことから、月額合計と一致していないものがあったことなど、複数の不備が見受けられたことから、事務処理に当たっては、決裁過程でチェック機能が十分に働くよう徹底し、適切な事務執行に努められたい。
- ② 児童センター使用料において、収入調定が遅れているものや使用承認書の使用日の記載が漏れているもの、また、納額告知書兼領収証書の記載誤りなど、複数の不備が見受けられたことから、適正な事務処理が行われるよう指定管理者へ指導されるとともに、担当部局においても確認を徹底されたい。

環 境 部

特に指摘事項なし。

観 光 ス ポ ー ツ 部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 大雪アリーナ附属設備使用料について、算定過程において定めのない端数処理を行っていたことにより、1件10円の過少徴収のものがあった。

(スポーツ推進課)

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

消 防 本 部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 旭川市総合防災センターコミュニティーホール等の使用料に関する事務において、使用申請書の許可の決裁がされていないものや会計課への現金受払報告書の提出が遅れているもの、また、使用料の減免を決定する場合の適用条項が明らかにされていないものなど、複数の不備が見受けられたことから、事務処理に当たっては適正かつ遺漏のないよう努められたい。

学 校 教 育 部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 行政財産の目的外使用許可に係る収入調定について、4月1日付けで調定すべきところ、行われていないものがあった。ー改善済（学校施設課）

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 教育用コンピュータ賃貸借事業において、一者特命随意契約で執行予定金額が40万円を超える場合には、学校教育部競争入札等選考委員会の審議事項とされているにもかかわらず、その審議を経ないで事業者を選定していた。

（学務課）

(4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

(5) 小・中学校に関する事務

特に指摘事項なし。

社 会 教 育 部

○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務
特に指摘事項なし。

- (2) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。

- (3) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旭川市大雪クリスタルホール音楽堂調光操作卓貸貸借契約において、一者特命随意契約で執行予定金額が40万円を超える場合には、社会教育部競争入札等選考委員会の審議事項とされているにもかかわらず、その審議を経ないで事業者を選定していた。（文化振興課）

- (4) 財産管理に関する事務
特に指摘事項なし

上 下 水 道 部

特に指摘事項なし。

市立旭川病院事務局

○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 郵便差出箱の設置に係る行政財産の目的外使用において、使用料算定の額として準用する旭川市道路占用条例の改正に伴う使用料変更の手続が遅れたことにより、1件40円の過少徴収となっていた。－改善済（経営管理課）

[検討を要するもの]

- ① 医師住宅の貸与に係る事務において、貸付料等の入居者負担額を調整して請求していたが、市立旭川病院医師住宅貸与規程上の根拠が明確ではないため、規程の改正を含め適切な事務処理となるよう必要な方策を検討されたい。

(経営管理課)

- (2) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。

- (3) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。

- (4) 財産管理に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 医師住宅の貸与に係る事務において、令和3年3月に医師住宅内での転室が行われていたが、退去届並びに使用申請及び使用承認に係る一連の事務処理が行われていなかった。

－改善済（経営管理課）

○ 意見・要望事項

- ① 契約に係る事務において、予定価格書に旭川市病院事業管理者の職名が漏れているもの、契約書の相手方氏名の表記が誤っているもの、賃貸借契約の見積合せの結果について、ホームページに掲載していないもの等が散見されたことから、契約に係る事務の適正な執行の必要性を再認識するとともに、事務のチェック体制の強化徹底を図られたい。

農業委員会事務局

特に指摘事項なし。

選挙管理委員会事務局

特に指摘事項なし。

第 2 財政援助団体監査

1 監査の対象等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が財政援助を行っている団体のうち、担当部局に偏りが生じないよう考慮した上で、過去の監査の実施状況等を踏まえて決定した。

対象団体	財政援助の内容	負担金の額	担当部局
旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会	旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会負担金	令和 5 年度 4,288,361円	観光スポーツ部

※ 監査の対象事務は、令和 5 年度における財政援助に係る出納その他の事務

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 団体関係

- ア 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- イ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ウ 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。
- エ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- オ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- カ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。
- キ 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ク 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- ケ 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- コ 団体の監査役や監事は独立性が確保され、有効に機能しているか。

(2) 所管部局関係

- ア 補助金等の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。
- イ 交付要綱は適正に整備されているか。

- ウ 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。
- エ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- オ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- カ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- キ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- ク 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ケ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- コ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。
- サ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- シ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和6年9月2日から令和6年11月18日まで

(2) 実施方法

財政援助を行った所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の事務事業の実施状況を聴取し、主に負担金の申請から収支の精算に至るまでの事務が適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

財政援助団体の負担金に係る事務について監査した結果、おおむね負担金の目的に則して処理されていたものの、事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

結果は次のとおりであり、今後とも負担金による効果を確認するとともに、指摘等を受けたことにも十分留意しながら、より適正な補助事業の執行に努められたい。

旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支給については、当団体の事務局規程では旭川市の例によるものとされているが、鉄道賃について、指定席料金の支給条件や用務地への最寄り駅の認定を誤っていたこと、車賃について、誤った最寄り駅から用務地までのバス料金を算定していたことから、1件1,980円の過払いのものがあった。

(2) 所管部局（観光スポーツ部）に関する事項

特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

(1) 団体に関する事項

- ① 事務処理の発議について、当団体の事務局規程では定例の事項や軽易な事案以外は起案文書を用いることとされているが、合宿事業等の実施に当たり、帳票による処理に留まるものが多く見受けられたため、規程等の見直しも含め、事業の実施内容やそれに伴う事務の根拠を明確にするよう努められたい。

(2) 所管部局（観光スポーツ部）に関する事項

- ① 団体からの事業実績報告書について、事業内容に係る具体的な記載が少ないことから、負担金の目的であるスポーツ競技人口の増加、競技力の向上及び地域の活性化への効果をより把握しやすいものとなるよう、報告内容の充実を指導されたい。